破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第７号
新潟県加茂市松坂町３番８号
債務者　大湊　　清
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂西　哲昌
4　破産債権の届出期間　平成30年６月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成３０年（フ）第１５３号
鹿児島県熊毛郡屋久島町麦生67番地
債務者　鎌田　慶治
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓑毛まりえ
4　破産債権の届出期間　平成30年５月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月27日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成３０年（フ）第１９号
山形県西置賜郡飯豊町大字萩生59番地
債務者　手塚はつ子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金山　裕之
4　破産債権の届出期間　平成30年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月26日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月26日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成３０年（フ）第２７８号
千葉県八千代市ゆりのき台８丁目18番地６
ウィンディヒルズ302号
債務者　門倉千賀子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大久保佳織
4　破産債権の届出期間　平成30年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年６月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４２９号
千葉県市原市泉台５丁目21番地１
債務者　松永　佳子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　宏信
4　破産債権の届出期間　平成30年５月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月６日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４３０号
千葉県市原市泉台５丁目21番地１
債務者　松永　正夫
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　宏信
4　破産債権の届出期間　平成30年５月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月６日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年６月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３６１号
千葉県市川市東大和田１丁目12番４号　（パインウェーブプレイスＢ－201）
債務者　柴岡智奈美
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　牧人
4　破産債権の届出期間　平成30年５月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４４２号
千葉県船橋市高根台６丁目８番７号　ジュネパレス船橋第21－206号
債務者　吉川　浩志
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　一義
4　破産債権の届出期間　平成30年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月９日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４７６号
千葉市稲毛区小仲台８丁目22番14棟405号
債務者　溜　光太郎
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　城戸　盾暁
4　破産債権の届出期間　平成30年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４２０号
千葉市若葉区加曽利町1050番地41
債務者　佐久間　卓
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　　剛
4　破産債権の届出期間　平成30年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４５１号
千葉市美浜区幸町１－１－１　シーブレス1505号室、住民票上の住所千葉市中央区新宿１丁目20番８－801号
債務者　稲葉　和美
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　常木　康昭
4　破産債権の届出期間　平成30年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３３号
埼玉県川越市旭町３－７－44、事業所在地兼住民票上の住所青森県青森市浪岡大字浪岡字稲村８番地３
債務者　阿部　久志
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山川　理宏
4　破産債権の届出期間　平成30年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月23日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第１８０号
神奈川県厚木市林３丁目８番49号　アイ・ヴィレッジ202、前住所神奈川県伊勢原市下落合24番地の１
債務者　瀬戸夕起夫
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　俊太
4　破産債権の届出期間　平成30年６月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月25日午後１時20分
6　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第４４５号
千葉県松戸市南花島２丁目29番地の３　メゾンルミエール402号
債務者　吉村　幸祐
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梨本　　勝
4　破産債権の届出期間　平成30年５月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係